

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨（全文）

日 時：平成29年7月31日（月） 午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，佐藤淳一委員，佐藤善司委員，
佐藤憲康委員，鈴木光代委員，高野幸子委員，長沼静子委員，
村山十五委員（以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
荒木裕美委員，佐野督郎委員（次世代育成支援対策地域協議会委員）
安部信次委員，小林純子委員，佐々木とし子委員（子ども・子育て会議委員）

1 開会，委嘱状交付

司会（子育て支援課 石濱主幹（子育て社会推進班長））

○ 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

○ はじめに，この4月より新たに，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。

佐藤善司委員でございます。

また，本日は御欠席でございますが，青田穰委員におかれましても，7月より新たに御就任いただいております。

○ ここで，会議の成立について御報告いたします。本日は所用により，青田委員，我妻委員，奥村委員，半沢委員が御欠席でございますが，いずれの会議も半数以上の委員の皆様にご出席をいただいておりますことから，条例の規定により，いずれも成立していることを御報告いたします。

なお，本日の会議については，情報公開条例に基づき，公開とさせていただきます。また，議事録は，県政情報センターや県ホームページで公開することになりますので，よろしく願いいたします。

○ それでは，会議の開催に当たりまして，保健福祉部長の渡辺より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

渡辺保健福祉部長

○ 本日は，お忙しい中，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

○ 震災から6年が経ち，集団移転先でのコミュニティセンター開所や，震災後初めての海開きなど，まちづくりに関する明るいニュースも耳にすることが多くなってまいりました。また，災害公営住宅の約9割が完成に至るなど，インフラの整備も着実に進んでいるところではあります。

復興を成し遂げるためには、このようなハード面の整備とともに、ソフト面の充実が一層重要となっております。県といたしましては、被災した子どもやその親に対し、それぞれの事情に応じた支援を行ってまいりましたが、震災などにより問題を抱えた親子関係の正常化のための支援など、内容を拡充しながら、引き続き力を入れているところでございます。

そして、今年度は、「宮城県震災復興計画」における再生期の最終年度になりますが、復興を成し遂げた『未来のみやぎ』を見据えた創造的復興の取組についても、鋭意進めていく時期に至っているものと考えております。

県といたしましては、今年度から、子育て世帯への融資制度の創設や独自の待機児童対策の実施など、将来を担う子どもの健全育成や、子どもを生み育てやすい環境整備などの充実にも力を入れているところでございます。

皆様におかれましては、これまでも、子どもたちの健やかな育ちのため、それぞれの立場で御尽力いただいていることに対しまして、改めて厚く御礼申し上げますとともに、子どもたちに豊かなみやぎをしっかりと手渡すことができるよう、引き続きよろしく願いいたします。

- さて、本日の会議では、『みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）』の実施状況について、皆様の御意見を頂戴するとともに、「計画の中間見直し」について御説明することとなっております。

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」につきましては、健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成と、安心して子どもを生み育てることができる地域の実現を基本理念とした計画となっており、本日は、平成28年度の施策の実施状況について御説明申し上げる予定でございます。

説明内容につきましては、本日の御審議の後、知事を本部長とする、「次世代育成支援・少子化対策推進本部」を経て、公表する運びとなっております。皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと存じます。

また、この計画につきましては、「次世代育成支援対策推進法」の行動計画と、「子ども・子育て支援法」の支援計画を一体として策定しておりますが、このうち「子ども・子育て支援法」に基づく部分については、国の基本指針において、今年度に中間見直しを実施することとされております。

本日は、見直しの基本的な方向性や今後のスケジュールなどにつきまして、御説明申し上げます。

- 結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、改めて皆様の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 出席者紹介

司会

- 続きまして、主な職員を御紹介いたします。

保健福祉部長の渡辺でございます。

保健福祉部次長の佐藤でございます。

子育て支援課長の志賀でございます。

子育て政策専門監の大竹でございます。

総務部参事兼私学文書課長の中村でございます。

なお、渡辺部長におきましては、公務のため途中で退席させていただきます。

- それでは、以後の進行につきましては、条例の規定により足立会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

4 説明事項

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況について

足立会長

- 議長を務めます足立でございます。皆様の御協力を頂きまして、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- それでは議事に入ります。

本日の議題の1つ目は、お手元の次第のとおり、『みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）』に基づく施策の実施状況についてでございます。「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、本審議会において、委員の皆様にご審議いただき、平成27年3月に策定された計画でございます。今回は、平成28年度における取組の実施状況についての報告となります。皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

- それでは、『みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）』に基づく施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

- それでは、説明事項の(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策について、平成28年度の実施状況を御説明いたします。

《概要》

- はじめに、本計画の概要について御説明いたします。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく支援計画を一体的に策定したものとなっております。さらに、計画策定後に、議員提案により成立いたしました、「みやぎ子ども・子育て県民条例」における基本計画としても位置付けられているところでございます。

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となっております。2つの理念、5つの視点、7つの施策体系により構成されております。

計画の冊子につきましては、本日は「別冊」のみお配りしておりますが、「本編」と「別冊」の2冊で構成されておまして、計画の策定趣旨や理念、県の施策の内容などは「本編」に、教育・保育に関する需給計画など、「子ども・子育て支援法」に特有の部分については「別冊」に記載しております。

- 次に、本日御説明する項目について御紹介いたします。次第の下、〔配布資料〕を御覧ください。

まず、「資料1 『みやぎ子ども・子育て幸福計画（第I期）』の指標の状況」といたしまして、本計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標の状況について御説明いたします。

次に、「資料2 計画で推進する主な事業の実施状況」といたしまして、本計画で推進しております主な事業についての、平成28年度の実施状況について御説明いたします。

また、本計画の基礎の一つである「子ども・子育て支援法」の基本指針において、点検・評価すべきとされている項目として、資料3 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備状況、資料3参考資料 地域子ども・子育て支援事業の状況、資料4 幼稚園教諭・保育士等の確保状況、資料5 各種施設の認可等の状況、資料6 県民意識調査結果についても御説明いたします。

《資料1》

- それでは、はじめに、本計画に関する指標の状況について御説明いたします。資料1を御覧ください。

本計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として、合計特殊出生率と保育所等利用待機児童数の2つを設定しております。

- まず、合計特殊出生率につきましては、全国平均値まで上昇させることを目指しておりますところ、平成28年は1.34となり、前年比0.02の減となりました。全国平均値につきましても1.44と、前年比0.01の減となっておりますが、本県と全国との差につきましては、0.09から0.10に開いており、本県の順位についても44位と、昨年の43位から1つ下がる結果となっております。

一般に、学生が多く流入する地域は、合計特殊出生率が低くなる傾向があるため、値の低さについては、学都仙台を抱えている影響もあると認識しておりますが、人口減少・少子化の傾向は依然として続いているところでございますので、引き続き、全国平均値への到達を目指し、中長期的な視点にも立ちながら、子育てを支えるためのハード・ソフト両面の環境整備などに、しっかりと取り組んでまいります。

- 次に、保育所等利用待機児童数につきましては、平成27年度が926人、平成28年が638人となっており、全体の合計では288人の減少、内訳としまして、仙台市が206人、仙台市を除く市町村は82人と、いずれも減少となっております。

この点につきましては、各種補助事業の活用による保育所整備等が進み、仙台市を除く市町村の保育所等の定員が2,000人弱増加した結果であると考えております。

なお、平成29年度の待機児童数につきましては、先週、7月27日に公表させていただいておりますが、平成29年度から、育児休業中の方についても、復職の意向が確認できる場合は待機児童に含めることとなった影響もございまして、県全体の合計で790人となっており、平成28年度と単純な比較はできないところですが、152人の増加となっております。

県といたしましては、平成29年度末までにゼロとなることを目指して取組を進めておりますが、先頃、国において、遅くとも平成32年度末までに解消となるように方針転換がなされたところです。県といたしましては、今年度、大幅に増額計上した保育所等の整備事業などの予算を活用しながら、とにかく今年度待機児童の取組を加速してまいります。

《資料2》

- 次に、計画で推進する主な事業の実施状況について御説明いたします。資料2を御覧ください。
- 資料2では、本計画に関連する施策のうち、各項目において、「推進する主な事業」として掲載している事業を抜粋し、その実施状況を、決算見込額とともに一覧にしております。

こちらにつきましては、昨年度、皆様から、具体的な事業の記載がない項目があるという御指摘を頂いておりましたため、各項目の現状・課題の解決に資する事業を新たに記載いたしました。

具体的には、9ページのニ「児童虐待による重大事例の検証による再発防止」、10ページのニ「自立支援策の強化」、ホ「人材確保のための仕組みの強化」、へ「子どもの権利擁護の強化」、12ページの7(1)イ「子育てしやすい居住環境の整備」の5点でございます。

なお、具体的な実施状況につきましては、右側の「実施状況」欄に記載のとおりでございますが、2ページの「待機児童解消推進事業」につきましては、平成29年度から、企業主導型保育事業に対する県の上乗せ補助を実施し、更なる待機児童解消のために取り組んでいるところでございます。

- また、資料には記載しておりませんが、平成29年度から、第3子以降の子が小学校に入学する際に市町村が支給する入学用品費や入学祝金の費用を補助する「小学校入学準備支援事業」や円滑な里親委託や家族の再統合を支援するための宿泊・滞在施設を設置する「親子滞在型支援施設事業」などを新たに実施することとしているところでございます。

《資料3》

- それでは次に、幼児期の教育・保育基盤の確保・整備状況について御説明いたします。資料3を御覧ください。

こちらは、幼稚園や保育所等の利用に関する需給計画でございますが、実際に、需給計画を立てるのは市町村でありますことから、ニーズ、計画値、実績ともに、市町村計画の積上げによる数値となっております。

- 具体的な確保・整備状況につきましては、県全域で見た場合、2の「保育を必要とする3歳から5歳までの子ども」及び4の「保育を必要とする1歳・2歳の子ども」につきましては、充足率が100%に近い値となっておりますが、1の「保育を必要としない3歳から5歳までの子ども」及び3の「保育を必要とする0歳の子ども」について、

充足率が100%をやや下回る結果となっております。

この点につきましては、計画策定時の想定とは異なる状況となっているとする市町村の声を多く伺っており、その要因につきましては、就労希望が増え、教育から保育のニーズへのシフトが生じているケース、新施設開所の遅れや保育士の不足等により希望者の受入れができなかったとするケース、人口減少が想定以上に進行したとするケースなど、市町村ごとに状況が異なっておるようでございます。

これらのニーズと計画値とのずれについても、市町村における計画の中間見直しの検討状況を踏まえて、県計画も対応してまいりたいと考えております。

《資料3 参考資料》

- ここで、地域子ども・子育て支援事業の実施状況についても御説明いたします。資料3の参考資料を御覧ください。
- 各区分における確保・整備状況につきましては、2ページの5の一時預かり等や6の病児保育等について、充足率が低くなっております。これらにつきましては、体制の整備が進まなかったというケースもございましたが、ニーズ設定の難しさ、例えば、利用したいという調査結果に基づいて整備を行ったが、実際には希望がない、又は利用条件が限られているため稼働率が低かったという問題もあると伺っております。これらのミスマッチにつきましても、中間見直しにおいて検討されるものと考えております。

《資料4》

- 次に、子ども・子育て支援事業に関わる人材確保として、幼稚園教諭・保育士等の確保状況について御説明いたします。資料4を御覧ください。

平成28年度の確保実績としまして、採用や退職などの出入りがあるため、原則として4月1日の現在数を実績としておりますが、幼稚園教諭につきましては、文部科学省の学校基本調査に合わせて、5月1日の現在数を実績として記載しております。

- まず、保育教諭につきましては、昨年度と同様、幼保連携型認定こども園の設置や既存施設からの移行が遅れ気味であることにより、職員の必要数そのものが見込みよりも減となっております。

次に、保育士でございますが、こちらにつきましても昨年度と同様、必要見込数に対し、確保実績が大幅に上回る結果となっております。

保育士の現状につきましては、昨年度に、保育所及び認定こども園に対し、10月現在の保育士不足数を調査いたしましたところ、400人弱の不足が生じているという回答を得たところでございます。基準を満たすだけの保育士が確保できていないのか、あるいは基準は満たしているが余裕のあるシフトのためにさらに保育士を確保したいのか、各施設における「不足」の捉え方はまちまちではございますが、現場の実態としてはやはり保育士不足が生じているものと認識しております。

また、「必要見込数」につきましては、資料記載の方法により、ニーズを仮定した上での推計により算出しておりますが、市町村計画の中間見直しの結果、ニーズの値が動くことが予想されます。このため、算出方法の再検討を含めて、県計画の中間見直しの

中で対応してまいりたいと考えております。

- なお、平成29年度の状況につきましては、おおむねの職種で増加しているところでございます。また、先ほど申し上げましたとおり、保育士不足により保育所等に希望者を受け入れられなかったというケースがあると伺っておりますことから、保育士の確保につきまして、引き続き、保育士人材バンクを活用した保育士確保対策などを重点的に進めるほか、昨年度から新たに実施している修学資金貸付事業などにより、さらなる実績の向上に努めてまいります。

《資料5》

- 次に、各種施設の認可等の状況について御説明いたします。資料5を御覧ください。
昨年度は、年度末数を御報告しておりましたが、より設置状況を分かりやすくするため、今回から各年4月1日時点の数値に変更しております。
- 平成28年度の状況につきましては、各施設ともおおむね増えている状況でございますが、特に保育所と小規模保育施設において伸びが大きいところでございます。
また、認定こども園につきましては、各市町村に最低1か所以上設置され、平成31年度末までに県内に124か所が設置されることを目標としておりますところ、平成28年4月1日の設置数は計26か所と、前年比で5か所の増となっているものの、目標値からは差があるところでございます。
一方で、平成29年4月1日時点では30か所と、設置数は徐々に増えておりますし、認定こども園への移行希望もいくつか伺っているところです。県といたしましては、引き続き、認定こども園への移行のための施設・設備等の基準や手続に関する相談等を実施するとともに、各種補助金等を最大限活用して必要な財政措置を講じ、より多くの施設が設置できるよう取組を継続してまいります。

《資料6》

- 次に、県民意識調査の結果について御紹介します。資料6を御覧ください。
これは、「子ども・子育て支援法」の基本指針において、計画の成果について、住民満足度などを用いて点検・評価することとされているため、県民意識調査を用いて満足度を測ることとしているおります。
- 県民意識調査は、宮城県にお住まいの20歳以上の男女計4,000人を対象に、「宮城県震災復興計画」の体系に基づく7分野・23の取組に関する県民の重視度や満足度などを調査しているもので、平成28年分は約49%の方から回答を頂いております。
この調査のうち、「未来を担う子どもたちへの支援」に関する取組について、「満足」又は「やや満足」の合計は48.4%となっており、5割には達していない状況にございますが、昨年と比較すると0.8ポイント増加しております。また、重視度については、「重要」又は「やや重要」の合計は79.6%となっておりますが、昨年度皆様から御指摘のあったとおり、重視される方の割合はやや下がる傾向となっております。
未来のみやぎを担っているのは子どもたちでありますことから、より多くの皆様に子どもや子育てにより関心を持っていただき、それぞれの家庭の中で子どもを生み育てる

ことへの希望や喜びを、社会の希望・喜びとして意識していただけるよう、計画に基づく取組を加速してまいりたいと考えております。

《今後のスケジュール等》

- 施策の実施状況についての御説明は以上となりますが、最後に、今後の手続等について御説明いたします。
- 本計画の実施状況につきましては、本日御審議を賜りましたのち、県の保健福祉部次長を幹事長とする、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会」における事前審査を経まして、8月28日に行われる、知事を本部長とする、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において報告及び審議を行うこととなっております。
また、本計画は、「みやぎ子ども・子育て県民条例」により、「計画に基づく施策の実施状況を公表することとされておりますことから、この推進本部会議終了後、公表を行いますとともに、来月行われます保健福祉委員会においても、参考として御報告する予定でございます。
- それでは、以上で、説明事項(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画(第I期)」に基づく施策の実施状況についての説明とさせていただきます。

足立会長

- ただいま事務局より、本計画に基づく施策の実施状況について説明がありました。
はじめに、この内容に関して事前に各委員から寄せられた御質問、御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

- それでは、事前にお寄せいただいております、御意見・御質問等にお答えいたします。
- まず、資料2に関しまして、我妻委員からいくつか御質問を頂戴しておりました。
1つ目は、親に対するサポートとして支援の取組メニューが増えてきているが、休暇などが実際に取得しやすいのか、活用されているのかということに懸念があるとの御指摘がございました。県として、企業やあるいは親に対して活用の状況を確認し、活用がスムーズにいけない企業等があるのであればしっかり働きかけをする、また、全体的な啓蒙を進めていくべきではないかという御指摘でございます。
これにつきましては、正に今、国でも進められている働き方改革そのものについての御指摘と受け止めさせていただいております。本県でも、平成27年12月に、宮城労働局が事務局になり、宮城働き方改革推進等政労使協議会が設立されておまして、県を含めた各団体の代表等が集まり、働き方に関する様々な問題を、それぞれの立場から話し合う場が設けられてございます。こういったことを含めて、各課長レベル等も集まって定期的に会議を持っているところでございますが、雇用関係の窓口となっている経済商工観光部との連携はもちろん、様々な観点から働き方改革を県全体として取組を進めていくために、しっかり啓蒙等も含めて取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、補助メニューを用意しても、その執行や活用が進まなければ、施策としては効果が上がらないということになりますので、そういった点に今後とも留意しながら進めてまいりたいと思っております。

- 我妻委員からの2点目は、放課後児童クラブに関し、クラブは健全な遊びの提供と生活の支援という狙いがあるけれども、十分に遊べる場所のスペースの確保が市町村によってまちまちで、場合によっては遊びの提供、遊び場を必ずしも用意しなければいけないのかというような解釈が現場でされる傾向にあるのではないかと、ひいては、体力や運動能力の低下に響いていくという懸念があるため、クラブの設置に関しても、県として可能な限り遊び場、スペースの確保に意を砕いてほしいという御指摘でございます。

これにつきましては、クラブ自体は市町村が事業主体となって整備を進めるという位置付けになっており、新制度上の基準に基づいて、整備時の補助申請等を国に行うのですけれども、その中で園庭や屋内遊技場を必ず作りなさいといった義務規定はない状況です。そこが、現場の解釈によってまちまちだといった、御指摘のような状況の発生に繋がっているのだと思います。学校併設型ではグラウンドや運動場は確保されるかもしれませんが、例えば管理の問題で学校側との仕分けなど難しい問題が一部ではございますし、学校併設型ではないところだとスペースに苦勞することはあるのだろうと考えております。県といたしましては、そういった様々なハードルや現状等に理解を示しつつも、可能な限り県を通して国に申請を上げる審査段階で、そういうところについてはなるべくアドバイスをきちんとして、コミットしていきたいと思っております。

- 続きまして小林委員から、2つほど御質問をいただいております。

1つ目は、資料2に記載の高等学校等奨学資金貸付事業について財源はどうなっているか、貸付等の実務はどこでやっているかという御質問でございます。こちらは主務課が高校教育課、教育委員会でやっておりますけれども、原資自体は国の交付金でつくられたものでございます。実際の実務は高校教育課で行っております。

- 2つ目は、資料2に記載のいじめ不登校対策推進事業について、事業内容にある在学学生少年指導員の詳細について御質問がございました。

在学青少年育成委員とは、在学青少年の活動に関しまして必要な指導・助言を行い、その健全な活動を推進する役割を担う者であり、本県では各圏域の教育事務所に配置しております。役割としては、小中学校の児童生徒あるいは保護者等に係る生徒指導の相談を受けて、健全育成のための事業等の事務局を担当しており、身分は非常勤特別職の地方公務員、いわゆる嘱託職となっております。仙台教育事務所が2名、あとは1名ずつと伺っており、特に必要とされる資格はないそうですけれども、やはり必要な知識等があるものですから、主に教員のOBの方に委嘱しているとのことでございました。

- 続きまして、資料4の保育士等の確保の部分でございます。昨年も話題になりましたが、我妻委員から、保育学生の他県への流出が心配だという御指摘がございました。特に首都圏の方では、処遇改善を独自に上乘せするなど、保育士確保について非常に力を入れている状況になってきており、奪い合いが始まっているといった御指摘も出ております。宮城県においてもそれに対抗するため、例えば求人の時期を早く設定する、あるいは県内の施設に就職した場合のメリットを設定し、よりインセンティブを設けるよう

な形で県内定着率を高めるなどということとしてはどうかという御指摘でございました。

これにつきましては、求人はそれぞれ各施設でのタイミング・事情というのもあって、一斉にこの時期にというのを統一してやるのもなかなか難しいというのが正直なところではございますけれども、例えば、宮城県保育協議会に主催していただいております就職合同ガイダンスというイベントがございますが、去年は9月だったところ、今年は8月に前倒して開催するというように、なるべく求人等の取組を前倒しするような形でやっていくような動きにはなっております。

また、県内定着ですけれども、先ほども一部触れましたが、平成28年度から保育士の修学資金貸付事業、それから潜在保育士向けの貸付事業といったものを開始いたしました。修学資金は、養成校に今入っている学生に学費相当額を貸し付けており、潜在保育士につきましても、学生につきましても、一定期間県内の保育所でお勤めいただいた場合には返還を免除する、給付型の奨学金の形のものになろうかと思っておりますけれども、こういった制度を始めております。修学資金は、初年度で100人強の貸付をしておりますし、平成29年度も同数程度貸付が行われるということになってございますので、具体的に学生にとっては5年間といった縛りがかかるわけですけれども、少なくとも借りた方、毎年100人ずつにつきましては、5年間は宮城県にまず就職していただくといったこととなりますので、卒業生の地元定着確保といった面では今後有効に働いていくのではないかと期待しております。

また、潜在保育士につきましても、やはり職場復帰を促すような取組ということで、保育士人材バンク、これも保育協議会に委託して窓口を設定しておりますが、こちらも平成26年の開設以降、毎週2人ぐらい、月7・8人のペースで就職マッチングが叶っているという実績を挙げてございます。こういったことも含めて、施設側、就職先の求人と求職のニーズをきちんとマッチングしていく取組を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

- また、小林委員から、同様に保育士不足に関して御指摘いただいております。今申し上げたことも含め、とにかく保育士不足については毎年課題に上がっており、県として、これまでの施策と成果、今後の方針を包括的に説明願いたいとのことでございました。

先ほど触れましたとおり、平成26年度から保育士・保育所支援センター、いわゆる人材バンクを保育協議会にお願いし委託事業を進めております。実績は先ほど申し上げたとおりで、平成28年度1年間でトータル105人の就職につなげてございます。平成26年から累計で253人に達してございました。また、昨年からただいま申し上げました貸付金の事業を始めたところでございます。

そのほか、初任保育士向けの離職防止のための研修を強化するプログラムや、初任保育士を指導する立場の中堅職員向けの研修もこれから実施する予定としております。これは平成29年度から国の施策でもって、いわゆる公定価格といったものに盛り込まれる保育士の給与体系、処遇が一応改善されるようになっており、5年ないし7年程度の経験年数を重ねた中堅の保育士に関しましては、一定必要な研修等を受けていただくことを条件に月額4万円が加算される制度ができております。こういったことを活用していくための裏付けのためのキャリアアップ研修も今年度からきちんと取り組んでいくこと

によって、受講していただいた保育士がきちんと現場で活躍し、また、それに適った処遇を受けられるように、今後とも進めてまいりたいと思っております。

- 事前に頂いた質問に対する御回答については、以上でございます。

足立会長

- ただいまの説明に対する御質問、御意見はございませんでしょうか。

高野委員

- 今の説明のうち、保育士の人材バンクの研修を宮保協で受けています。かなり少ない人数ですが、何とか現場にはつないでいるのですけれども、ただ残念なのはほとんどの人が短時間勤務なんですね。中には8時間の方もいらっしゃるのですけれども、大体が4・5時間です。結局、今お子さんがいて、その子が幼稚園に行っている間しか勤務できないため、なかなか現場で欲しいと思っているフルタイムの人が少ない理由は、要するに労働条件、処遇問題で難しいということが一番のようです。
- それからもう1つ、中堅保育士を対象とした処遇改善についての話がありましたが、全く現場に合わないという内容で、仙台市でもちょっと話し合いをしたのですけれども、申し出る保育所等は今も今後も少ないことになりそうです。一般的な女性の給料に対して、保育士が4万円ぐらい足りないということでその分を上げるということのようですが、それを今度即保育士に持ってこられても、4万円の給料だと、例えば中堅のほうが主任とかよりも上になってしまうということがあるので、そこをどうするかということ、それから何人かを同じ職場から選ばなければいけないとなると、選ばれた人と選ばれない人の人間関係、これがやっぱりどこの職場もかなり厳しいということがあります。
- それから、キャリアアップのための研修ですが、来年から60時間と言われる研修に、保育士不足の現場からどの程度出せるかということなどもあるので、その辺をもうちょっと県全体としてどうなのかという辺りも調べていただきたい。国と行政がやろうとしていることと、現場とのミスマッチがあるので、そこをよろしく願います。
- それから、保育士バンクの方は予算をいただいておりますが、就職合同ガイダンスは県から予算いただいております。ただ、保協の活動としてはやっておりますので、これからもよろしく願いたいと思います。

足立会長

- そのほかございますか。安倍委員どうぞ。

安部委員

- 専門学校等の学生が就職するに当たっての保育士の確保、それから今は資格を持っているけれども働いていない方の保育士確保という話があったのですけれども、実は私は去年まで子育て支援センターで働きながら、昨年保育士の試験を受けて資格を取り、今年度保育士として働いているのですけれども、そういう試験を受けて保育士の資格を取った方、試験会場にはたくさんの方がいて、その中で合格される方がいると思いますけ

れども、その方々に対しては働きかけみたいなものはないのかなど。試験を受けて保育士資格を取ろうとするぐらいですから、そのぐらい気持ちを持って受けている方々だと思うのですね。その方々への働きかけとかあるのかなというのが質問でした。

事務局

- 県では、資格を取っていただき、登録していただくということでお受けしております。その時点で資格の取得を把握しているということがありますがけれども、御指摘の内容のような取組としては、これまではまだ片手落ちというか、ちょっと遅れている部分かもしれません。資格を取られた方につきましては、ぜひ頑張ってくださいたい方々でございまして、御指摘を踏まえまして、委員が資格を取られたことは大変恐縮ながら存じておりませんでしたけれども、併せまして普及啓発等を含め、県としての取組をいろいろと検討してみたいと思います。

足立会長

- ありがとうございます。
私から1点だけ、先ほど高野委員からの御指摘の中で、中堅保育士に対する研修事業などをして月4万円とか加算するということですが、その研修そのものを誰がやるのかということです。私もよく保育協議会などの研修の講師をさせていただくのですが、確かかなりの数だったと思うのです。1つの単位に対して15時間とかというようなことがあったのではないかと思いますけれども、そうするとかなりの講師を確保しなければいけないし、先ほどありましたように、それだけの時間、保育士不足の中、保育士を出すということ自体がすごく難しいのですけれども、この点については協議会と事前に研修の組み方とか御相談されていらっしゃるのでしょうか。

事務局

- 基本的に研修の実施主体は県がやるといった基本スタンスになってございますが、県が直営で全てやるかどうかというのはまた別として、例えば一部外部委託という形で担っていただくような方式も可能となっております。
春先の保育協議会の総会等の場でもそういった話題になりまして、具体的なカリキュラム等も明らかになってまいりましたので、こういった部分について保育協議会等と外部の養成校あるいは様々な学識の方等の意見も踏まえながら、県直営の部分と委託でやる部分と、どうやっていくかということは、今まさに検討を進めているところでございます。

足立会長

- それでは、その他の事項も含めまして、ただいまからまた改めて御意見、御質問を受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

村山委員

- 資料1の説明の中で、国が方針転換をしたという言葉がありました。具体的な中身は全然説明の中に入っていなかったのですが、今後資料等を作る予定があるのか、どうい
う方針転換があったのか、その辺を説明いただければと思います。
- それから、資料4の幼稚園教諭・保育士等の確保状況の中で、貸付奨励金事業があっ
たのですが、パンフレットだけを見ますと、幼稚園に就職した場合はこれが使えないと
いうような書きぶりなんですよね。ですので、その辺を執行部がどの程度、幼稚園でも
オーケーなんだよということを学生に対して説明しているのかお聞かせいただければ
と思います。

事務局

- まず前段ですけれども、実は今年の6月ですが、国で待機児童ゼロを3年先送りする
ということで、改めての待機児童解消加速化プランというものを発表したところござ
います。その中で、具体的に言うと平成32年度までに解消するということになったと
いうことです。従来は本年度中に何とか解消するといった目標で、県と同様の時期を合
わせて取組を進めていたところでございますが、目標を既に先送りして、それに基づ
くプランを発表したというのが6月のことございました。これが1点目です。
- 貸付金につきましては、幼稚園等に就職していただいた場合でも償還は免除になりま
すけれども、その辺の説明等について、もし現場のほうで説明が届いていないことがあ
るのでしたら、当方で力を入れてまた説明しなければといったことござります。養成
校等については、その点も含めて説明しているつもりなのですが、併せてその辺
は、なお取り組んでまいりたいと思います。

村山委員

- 今の説明で、ちょっと国の方針が、待機児童解消のために3年間延期したということ
だけなのですか、それとも新しい何か事業展開をやりなさいというような計画なのでし
ょうか。

事務局

- 延期しただけではなく、それに対応するための待機児童解消加速化プランといったも
のが併せて発表されており、やはり受け皿の整備といったことで保育所等の整備を鋭意
進めていくことを中心とした取組をやっていくといったことになってございます。

村山委員

- そうすると、県では平成29年度に実施予定はあるのですか。

事務局

- 県としましては、国が新たに発表したプランに基づく取組は、来年度以降に向けての
取組の中で反映していきたいと思っておりますが、既に旧プランに基づく中でも、県と
して独自の上乗せをする形で予算を使いまして、保育所整備の予算は昨年度の当初予算

と今年度の当初予算の比較でいうと1.6倍に上る予算を用意して、鋭意今年度中に保育所整備を進めて、県としては何とか今年度末までにゼロにしたいという目標を、今のところは降ろさないで頑張ってもらいたいと思っております。

足立会長

○ 村山委員よろしいでしょうか。それでは、そのほかいかがでしょうか。

長沼委員

○ 私が今勤務しているのは石巻市の渡波小学校でして、沿岸部ですので被災の大きかった学校です。3年間、間借り仮設を経て学校に戻ったわけですがけれども、たくさんの施策がある中で、資料の2の全般に関わると思うのですがけれども、子どもの目線で、子どものニーズを聞いているのかなと感じます。というのは、被災後たくさんのボランティアが入りまして、そのまま地域でNPOを立ち上げて、子どもたちの支援に入っています。例えばうちの学校ですと、子どもたちの遊び場の運営をやっているNPO、子ども食堂を月2回やっているNPOなどがありますが、その方たちと話をすると、子どもたちは遊び場や居場所が欲しいのだと。例えば夜親が働きに出て、子どもたちだけで家にいるという状況があります。そういったときに、夜でも自分たちが誰かと一緒にいられる場所が欲しいとかという声を聞くのですがけれども、1つ目の質問は、そういう子どもの声を聞く場というのがあるのかなということ、2つ目は、そういったNPOへの支援は県としてどの程度行っているのかということをお聞きしたいと思います。

事務局

○ 1点目につきましては、県として直接子どもと向き合って意見聴取するという場を常設的あるいは定例的に持っているかという点、そういったものは実はないのですが、教育委員会、学校現場、あるいは御指摘のようなNPOの皆さんなどからの様々な意見を吸い上げて、様々な施策を練ってきているということについては申し上げられるかと思えます。子ども食堂、あるいは学習支援とか、夜になかなか塾に通えない御事情があるような家庭において、それを放置しておくとうどんどん格差が広がってしまうといった御指摘もあって、そういった方をサポートするための学習支援、これは裏返すと夜の居場所にもつながってくるといったことをございます。こういったような事業展開も今年度から新規で取り組むといったようなことも出てきております。

ただ、やはり震災以降6年経てきた中で、ニーズが徐々に移り変わってきているものをタイムリーに捕捉しきれているのかといった御指摘について、なかなかそこも胸を張ってこうだと言える状況でないというところがあるかもしれません。

○ 一方で、NPO等の活躍は、先ほど言ったような子ども食堂、あるいは学習支援等の取組ももちろんそうですし、様々な自主的取組をやっていただいているということも承知しておりました。県として、当課ではございませんが、そういったNPOの活動資金について、なるべくきつい用途をかけないような使いやすい補助金を震災以降きちんと用意して、今もずっと取り組んできているのですがけれども、やはり徐々にそういったも

のも質、量ともに減ってきているということは御指摘として伺っているところです。

また、そういった様々な支援活動をなさっている方々を支援する支援者支援といった取組、小林委員に取り組んでいただいておりますチャイルドラインみやぎというNPOがいるわけですが、そういった支援者支援の取組の中で様々な声を吸い上げていただいて、こちらに繋いでいただくという取組がございます。小林委員のところに限らずですが、市町村、教育委員会等から集まっている声をきちんと今後とも吸い上げ、生かしていくような形にしたいなと思ってございます。

足立会長

○ 長沼委員、いかがでしょうか。

長沼委員

○ 子どもが大切にされる環境づくりが一つ大きなテーマになっていますので、ぜひ今後子ども自身の声を吸い上げる機会をつくっていただければと思います。ありがとうございました。

足立会長

○ 今の御質問に対して、私もちょっと付け加えさせていただきますけれども、資料2の1の(1)で子どもの権利擁護の推進ということを県もしているわけですが、今の御質問というのは非常に大事なことと思います。震災当時、小学1年生だった子は中学生になり、中学生は大学生になっております。自分の言葉で自分のことを言えるような年齢になっておりますので、ぜひそうした子どもたちの声を拾っていただければと思います。要望です。

○ そのほか、御質問、御意見ございますか。小林委員、先ほどのことでNPOの状況などいかがですか。

小林委員

○ 7年間、サポートセンター支援業務として、県内仮設住宅などに住む方たちの支援員をサポートするという宮城県サポートセンター支援事務所というところの協力団体として最初活動していたのですが、仮設住宅の支援員たちは見回りの中で、子どもの状況がなかなか見えにくかったため、チャイルドラインで県からの委託を受けて、実際にその市・町に赴いて、市・町の行政の方からのお話を聞くとか、実際仮設住宅に行って、そこに住んでいる子どもたちと一緒に遊ぶとか様々なことをしてきました。

2011年、宮城県では、安心子ども基金により、「被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金」を創設、上限100万円を2～3年にわたりNPO団体などに交付してきました。有事の際ということで、申請も割と楽にできるよう計らっていただきました。その結果、NPOが遊び場運営をしたり、行政と繋がったりするという実績は結構作れたと思います。

○ 最近では、少し大変になってきている団体はあります。あと、事業規模が急に大きくな

って、人材が不足しているところもあります。本当はもう少しボランティアとかスタッフが欲しいのですけれども、そんなに給与を払えないので、どうしても学生のボランティアとか、そういう方頼みになってしまっている。そこで、なかなか継続が難しくなっているところもあるので、そこをきちんとこれから県として、ある意味お任せ状態になっている遊び場とか、学習支援とかをどうしていくかが問われていると思います。

- 最近になって、うまく教育委員会とリンクしているところとか、子育て支援課から委託を受けているところとかあるのですが、NPO本来の目的とする活動と、その委託の事業が合致しているのかというところがあります。自分たちが本来やりたかったことから少しずれてきているかなという傾向も見られるので、その辺の思いを国の制度に乗せるのか、あるいは県の独自で何か予算をつくっていただいて、県の子どもたちの支援、先ほど長沼先生がおっしゃったような子どもの意見を吸い上げる場所とか、そういう意味では子どもセンターとか、児童館とか、いろいろなところに専門家がいる、日常の業務だけではなくて、そういうことを意識的にするということが必要だと思うのです。今の思いとしては、県の中央児童館がなくなってしまったというのがすごく残念なのですが、やっぱりああいう拠点のところにいろいろな声が集まってくるということがあるので、可能であれば、そういう子どもの拠点を県で1つまずは作っていただきたいなどは思っているところです。そこでNPOの方が研修したり、子どもたちが集まって研修したりできるような体制をつくっていただければ、震災を乗り越えてきた何か記念碑的なものが宮城県としても残せるのではないのでしょうか。

足立会長

- ありがとうございます。では、続けて加えていただければ、佐々木委員、お願いします。

佐々木委員

- 今、中央児童館の話が出たのでお話ししますが、中央児童館があることで全国にも宮城方式ということでいろいろな方に見に来ていただき、その中で支援者が成長して、今いろいろな街で活動しています。その活動者たちも高齢化してきまして、その後ろについてくる人たちが、そういう中央児童館的な働きをする場所がなくなったことで減少しているような感じがしています。

また、そういう場所がなくなったことで、児童館そのものが児童クラブのための館になってしまった気がします。児童館というのは0～18歳の全ての子どもたちがそこで自由に遊べ、いろいろなことを体験する場所なのですけれども、児童クラブに場所を奪われた感じがしているので、その辺をこの児童館職員の研修の中にも、児童館はどういうところなのかをもう少し理解してもらいたいなと思っています。

- それから、児童クラブなのですけれども、私もいろいろな講師として子育て支援センター、児童館、公民館に行くのですが、それぞれの街では子育て支援センターが児童クラブの拠点だったり、公民館が児童クラブの拠点だったり、街ごとのニーズに応じて児童クラブのあり方も違っているのだなというのをすごく感じています。

私は県教育委員会の家庭教育支援チームの協議委員をしているのですが、親の学びのプログラムというのを言いながら、家庭教育支援チームがほとんどの街に今できてきて、そのプログラムを使って、親に向けて何が大切なのかというのを一緒に考えていくという感じでやっているのですが、このプログラムそのものの一番中核の人たちが、実は子ども・子育て支援課が主催したトリプルP（ポジティブ・ペアレント・プログラム）の研修会が4年前ぐらいに行われまして、そこで受けた人たちが今その学んだことを、この親の学びの方で実践されています。

先日、オーストラリアの大河内先生という当時の講師の先生からファクスをいただきました。あのとき受講した方たちは今どんなふうになっているのかとのことでした。実際にトリプルPを使うようなことが、市町村でも県でも、昨年もそういう研修会的なものがあったけれども、その情報が私たちには届かず出られなかったということがありました。せっかくたくさんお金をかけて学んでいるのですが実際に使う場所もなく、でも今教育委員会の親の学びということで実際はやっているのですが、そういうせっかくたくさん研修をして修了した方がいるので、そういう人たちが実際に活動できる、補助のみでは終わらない、次の段階の、そういう人たちを使う流れも、やっぱり考えてほしいなと思っています。

足立会長

○ ありがとうございます。

小林委員に続いて佐々木委員から、一つは支援者の研修などに関する拠点となるような場所、あるいは震災後、対外的にといういろいろな方から支援を受けて、研修などを受けた方が活躍する場がなかなかないというか、繋がらないということでの御意見だっと思えますけれども、そういった繋げるとか、拠点となる場所づくりということについて何かございましたら、よろしく願いいたします。

事務局

○ 様々な事情、経緯を経て、中央児童館は廃止となったわけですが、その中で担っていた研修等の機能については、子ども総合センターで一部機能を引き継いでいるという形にはなっていますが、様々な方や情報が集まる拠点といった機能にはなかなかありませんので、そういった部分がやはり必要だといったような御指摘と承りました。

県として、何か拠点を今すぐ作りましようとお答えする状況でもなく、検討は縷々必要かと思えますけれども、今後の鍵は市町村の役割、位置付けというのが非常に強化されてきていると考えます。母子保健法及び児童福祉法の改正で、子育て世帯の包括支援センター、妊娠期から子育て期まで切れ目のないきめ細かな支援をするワンストップの支援センターを市町村は設けなさいという義務規定ですが、努力義務という形で初めて法律で明記され、今年度から施行されています。県内で標榜しているのがまだ6か所ですが、これを35市町村に押し上げて広げていきつつ、そのネットワーク、横の連携、そしてセンターとなる拠点機能をどうやっていくかということも並

行して出ていく。こういった関わりが必要になってくるのかなと思います。

母子保健，妊娠期から母子ともども，そういった観点からスタートするところではありますけれども，やはり子育てというのは児童福祉の分野だけで完結することはできなくて，当然ながら教育委員会でありますとか，様々な部署との連携体制を市町村の中で構築していただきつつ，そういったものがワンストップの窓口機能として活用されていくような時代が来るのかなと。そういったことを，期待も含めながら，法改正の趣旨を今，県としても普及徹底を図っているところでございます。

では県の役割はとなったときに，市町村がきちんとやりなさいで終わりではなく，先ほどの例では，研修し育てた人材をどう活用して，その活躍の場をどう生かしていくのかといったことも併せて県としての役割が必要となってくるのだろうなと思います。こういった広域調整，広域連携，協議をまとめるといった立場に立って，県として何ができるのかといったようなことは，今後とも検討してまいりたいと思います。

足立会長

○ では，荒木委員どうぞ。

荒木委員

○ 今，発言しようかなと思ったところで，子育て包括支援センターの話が出ましたので，お答えをもらったような感じもあるのですが，やはり待機児童の解消というところで保育所の整備というのはありますが，お母さんたちの話を聞いていると，子育てに疲れたから保育を利用したいという声もかなり多くて，お仕事につきたいというお母さんの割合と本当に同じくらいなんじゃないかというぐらい，お母さんが孤立した状況で子育てしていて，保育を利用したいんだという方が多いです。なので，やはり地域の子育て支援の充実がとても大事だと思っていて，先ほど言っていたような子育て包括支援センター，資料3にある利用者支援事業の方も，県全域でいくとちょっと充足率が低いところがあるのですが，こちらはやはり自分の地域の身近なサービスと繋いであげるとい事業になりますので，先ほども県とか市でいろいろな支援メニューをつくっても，なかなかお母さんたちが繋がっていないのではないかと，こういう事業を活用して繋いでいくということが，ひいては待機児童の解消にも繋がっていくのかなと感じておりました。

足立会長

○ それでは，子育て支援というところで，鈴木委員いかがでしょうか。

鈴木委員

○ 大崎市の子育て支援課の鈴木と申します。

今お話がありましたが，大崎市では，子育て世代包括支援センターはまだできていません。大崎市は庁舎建設にこれから取りかかるというところで，センターを設置する場所もないのが現状です。

ただ、具体的な事務としては、既にそれぞれの部署が連携し合って、包括した中身で市民にはサービスを提供していると思っております。妊娠期は健康推進課、生まれれば子育て支援課、そして学校に入れば教育委員会に、というふうに、各部署連携しているところです。

- 先ほど児童館の話もございましたけれども、うちのほうでも児童館がある地域と、ない地域がございます。やはりどこの児童館も、放課後児童クラブに席卷されている状態で、なかなか児童館本来の機能が果たせていないのは事実でございます。

そういった中で、やはり昔のような地域社会のつながりが近年すごく希薄になっているということを感じております。私が今一番不安に思っているのは、この計画で推進する施策の1番目にある『社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり』の部分です。資料1の合計特殊出生率が示すとおり、まさしく少子化が進んでいるというところと、資料6の県民意識調査で「未来を担う子どもたちへの支援」に関する県民の重視度が減少している点がリンクしているのだと思います。

多分前回も言ったと思うのですが、子育てをしている人が少なくなっているからなのか、それとも自分の生活だけが忙しくて、周りに目を向ける余裕がないのかわからないのですが、未来を担う子どもたちへの支援に対する重視度が年々低くなっているというところが、やはりすごく気になっていて、興味がない・自分と関係ないと考える県民が増えてきているのだとすれば、先ほどお話にありましたが、保護者が保育に疲れる、子育てに疲れる、すごく孤独感にさいなまれるというところに繋がっていくのだと思います。多分多くの方が子どもは本当に社会の宝だと思っているのですが、子どもを持つ母親へのたった一言の声がけもなかなかできないような社会になってきていて、ベビーカーは邪魔だとか、子どもの声はうるさいとか、保育所は地域の迷惑施設だとかというような社会は、未来に向かう社会ではないのではないかといつも感じています。

話がずれてしまいましたけれども、本当に一番大事なことは、子育てをしている世帯へ、どうやって支援ができるのかということです。お母さんもお父さんもやはり仕事もしなければならぬので、仕事をしながらでも子育てが楽しめる、子育てする余裕があるような働き方改革をもっと推し進めていくことが必要です。子育てするには本当にお金も時間も必要です。その部分を社会全体で支えられるような仕組みづくりをしていかなければならないのではと思っています。

- それから、大崎市では「子ども・子育て支援事業計画」の見直しをしております。いろいろ数値的なものを見て分析しているところでは、施設はある程度充実してきており、待機児童は今年の4月で23名でした。何が問題かということ、保育士が不足していることです。実は公立保育所は今5割しか正職の保育士がいません。ですので、非常勤で保育士を集めようとする、なかなか保育士のなり手がいません。もちろん、処遇改善の4万円というのも公立の保育所には当てはまらないため、公立保育所は定員の8割とか、下手すると7割ぐらいで運営している状況にあります。やはり手のかかるお子さんも入ってきますので、必ずしも基準どおりの人数では足りないというところがありますので、無理して入れて怪我を引き起こすようなことにならないように、現場と話し合いながら、それでもぎりぎりやっているところです。

ですので、先ほどいろいろな支援事業の状況ということで、資料3の参考資料にありましたけれども、一時預かり保育とか病後児保育、そういったところに回す働き手がない、保育士がないというのが現状です。やはり保育士さえいれば、4月の23名の待機児童はゼロになったと考えておりますので、やはり保育士の確保対策に力を入れていただければなど。もちろん我々も頑張らなければならないところですが、そういったところを県にお願いしたいところでございます。

足立会長

- 子育て支援から保育のほうまで広くお話になったのですが、その中で何か事務局のほうから御回答・御意見等がありますか。

事務局

- 様々な御指摘いただきましたけれども、保育士不足というのは非常に大きな課題であることを認識したのが1点と、子育てそのものに対する機運の醸成とか理解の推進といったところは、国ないし県の役割として非常に大きい部分なのだろうなといったことについて考えを新たにしております。

金銭論に収れんされつつあるところが気になりますが、国でもこども保険といったものを打ち出す議員が出てきたり、あるいは子育ての財源に当てるための宝くじを発行するといったことを先ごろ国のほうが発表しております。もちろん財源確保といった目下喫緊の課題に対する施策としての一環ではあるでしょうけれども、本来の目的はもっと大きなところにあるといったことで、それを踏まえた取組といったものは、県としても力を入れていかなければいけないのかなと今考えているところでございます。

足立会長

- 今の話の中で、やはり働いているお母様方もいて、そうした中で子育ての大変さということが、あるいは働き方の改革ということがあるということで、その関連で恐縮ですが、県連合会の佐藤淳一委員、いかがでしょうか。

佐藤（淳）委員

- 連合宮城の佐藤でございます。働き方改革の関係で、いわゆる正規の方とそうじゃない方にかかわらず、処遇を合わせていきたいと思いますというのが法の趣旨だと思います。国からガイドラインは出たのですが、なかなか漠然としている部分がありまして、グレーゾーンがあるのですね。そこをどうしていこうかというのが、働く側全体の中での論議になっているというのが今の実情です。

先ほど外の委員からも出ましたが、連合としても保育士の確保のために処遇を改善していけないとなかなか人が集まらないということで、3月ぐらいに街頭宣伝や、仙台市の地下鉄のコンコースのほうに保育士と、ここの場ではちょっと論議が外れるのですが介護士、そちらの処遇を上げていきたいと思いますということで、要は保育士だったり看護師の処遇がほかと比べて低いんだよと分からない世代に向けて啓発活動なんかを進めて

きているところです。

- なかなか県がやれる部分、あと各市町村がやれる部分あるかと思うのですが、先ほどありました4万円の部分も、誰に割り振りをするのか、処遇により上下が逆転してしまうなどというお話が出ましたので、そういった課題につきましては、東京で国とやりとりする部署がございますので、そちらにきちんと上げさせていただければと思いますが、処遇が改善しないと、いざ働いてみるとなるとなかなか一步前に出ないというのが実情かなと思います。特に保育士を抱えるところの団体の方とよくお話をさせていただきながら、県としてプラス・アルファ何ができるか、国は国として考えているのでしょうか、現状の中で、県として又は市町村に対して指導できる何かというものを、今ぱつと頭に浮かぶものはないのですが、限られた予算の中で、そういったところに向けて意を用いていただければというところがございます。

働き方改革の部分で、保育士はこうあるべきだという発言には結びつかなくて大変恐縮なのですが、私からの発言とさせていただきます。以上でございます。

足立会長

- 関連して、商工会の方から、佐藤憲康委員、いかがでしょうか。

佐藤（憲）委員

- 皆さんのお話を伺って非常に感じたのは、人手不足というところ、これは一般の企業、中小企業等でも同じく人手不足が深刻な状況です。県で出されている労働人口の統計なんかを見ても、どんどん労働人口が減ってきているという結果が出ているかと思うのです。これに関しては、劇的に改善するものではないと捉えております。ただ、その中でやはりどうやっていくかというところ、先ほど求人関係で奨学金の施策をやられたりしている。そういった施策もやっていますけれども、いかに定着率を高めて離職しないようにというところが非常に大切になってくるのかなと感じました。

企業とか、人手が不足しているところに関しては、例えば新しい産業技術のIoTなどをやりながら、人手の足りない部分にそういった技術を補って生産力を高めるというところなんかもありますので、そういったところもある程度こういった現場でできないのかというところも、皆さん考えていく必要があるのかなということを感じました。

いずれにしろ、働き方の時間の問題、先ほどは短時間しか働けない方しか集まらないというお声もありましたので、短時間ならば短時間なりでの活動で活躍していただくような方法とか、そういったものを少し皆さん考えていく必要があるのかなと感じました。

- あともう一つ感じたのは、出生率の低下というところで、昨年また下がっているというような経過で来ております。昨年この会議でもこんなお話になって、当然学都仙台を抱えているので、学生の流出入が多い地域なので、なかなか出生率が上がらないのですというお話もありましたが、そのところ分析がはっきり分からないというお声も昨年確かいただいで、その中でアンケートなどをしながら、もう少し詳細に分析をしていきますというようなお答えがあったかなと感じています。その辺をもう少し調べさせていただきながら、この辺の手当なんかもしていただければなと感じました。

足立会長

- ただいまの点、何か事務局ございますか。

事務局

- 御指摘のとおり、昨年度、実はアンケート調査をして、様々な観点でしたけれども、結婚に関することなどを広く聞いたことがありました

結論から申しますと、こうだから合計特殊出生率、うちの県が低いんだという確たるものを見出すことはできませんでしたが、一つ学生が多いという傾向については、本県よりも下位にいる都府県が京都や北海道など、学生の割合等を見ると似たような傾向にあるところなのです。全く無関係ではないなといったことは、それを裏づけられたところでございました。ただ、神奈川とか埼玉とか千葉より下にいるのは、では何故なのかというところについて、非常に難しいところがあり、それだけが理由ではないだろうといったところでした。

- 一方、アンケート調査からちょっと出てきたのは、やはり転勤というか、流動性が高い若年層が結構いらっしゃるということとして、そういった方々は例えば仙台に勤めている間に子どもを産み育てようというモチベーションがなかなか上がらない方が結構いらっしゃるという点が出てまいりました。将来的に東京あるいはどこかに帰る方は、そこで子育てをきちんとしようかといったところの比較の問題もあるでしょうし、また非常に住みやすいというか、逆にそれが足かせになっているという指摘も一方ではございまして、ゆえに、ここに住んでいる間は、若い世代は楽しい場所といったことで、ここに居を構えて子育てしてずっと未来永劫住んでいこうといったところには、様々な意見があって、なかなか分析が難しかったという結論ではございました。いずれにしても子育てをしていく上で、子どもを多く持てない理由として何が一番大きいのですかというところについてもお尋ねしたところ、これは6割強の人がお金に対する不安が非常に大きく、とりわけ教育費に対する不安が非常に大きいといったことがありました。
- だからということではございませんが、そういったことを考慮した結果の一つとして、冒頭にちょっと触れましたけれども、今年度の新規事業として小学校に入学する第3子以降のお子さんという制限はありながらも所得制限等は一切なしで入学の祝金、あるいは入学現物支給、そういったものをするような事業に県としてしっかり支援していくこととしました。これを県レベルでやっているのは全国初めてですけれども、こういった事業を始めさせていただいて、経済負担、教育費の負担の軽減につなげていけたらなといったこともございました。

また、金融機関と合同で子育て融資制度を新たに設けまして、県と金融機関が半々ずつ資金を出し合って、その分金利を下げていくフリーローン的な制度も作りました。これも非常に4月以降売れ行きが見込みよりも好調でして、他県で同様にやった事例からすると、すごく売れ行きが伸びております。そういった面でのニーズも確かにあるのだなといったことが裏づけられましたので、そういうところも含めて、子育て世代の経済的な支援の充実をまた様々な観点から取り組んでいきたいなと思っています。

- 最後に、私は個人的には出生率には関係ないと思っているのですが、乳幼児医療費の制度が全国最低レベルだったことが非常に足かせになっているのではないかという指摘をいただいたことがあります。正直去年まで全国最低レベルでしたが、それは住民の皆さんにとっての最低ではなく、実際に実施している市町村にとって、県から受ける支援のレベルが全国最低であったということ、逆に言うと、市町村の頑張りでもって末端の住民の皆さんのサービスが維持されているといったことなのですけれども、県からの支援が少ないがために、住民サービスがなかなか向上できないといった現状にあったわけですが、これも知事が去年決断いたしまして、15年ぶりの改定になりました。市町村に対しては就学前まではきちんと県として支援しますと。今までは3歳未満でしたから大幅に拡充し、予算額も倍を用意しました。結果、市町村はそれを受けていただいて、今年度中に仙台市も含めて15歳、中学校卒業までは、基本的に所得制限はありますけれども、医療費は無償化されるといった方向になっていくといったことをございまして、飛躍的にそこは伸びていったことをございます。こういったことがもし経済的な支援につながっていったら、出生率の向上につながっていくのであれば、施策としても非常に有効かなと思っております。

足立会長

- 他にも御意見あるかもしれませんが、まだ議題が一つ残っておりますので、それを進めてから、まだ御意見いただいていない方にも御発言いただきたいと考えております。

(2)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」（別冊）の中間見直しについて

足立会長

- それでは、大変恐縮ですが、議題の2つ目、「みやぎ子ども・子育て支援幸福計画（第Ⅰ期）」（別冊）の中間見直しについて、説明をお願いいたします。

事務局

- それでは、説明事項の(2)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」（別冊）の中間見直しについて御説明いたします。

《資料7》

- 資料7を御覧ください。

今回の見直し作業は、国の基本指針に基づき、お手元にお配りしております計画の別冊、「子ども・子育て支援法」に基づく支援計画について、計画値などの数字の部分の変更を検討するものでございます。

国の基本指針によりますと、まず、市町村の子ども・子育て支援事業計画につきましては、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの子どもの数、すなわち1号認定から3号認定までの子どもの数が、当初計画における量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年、すなわち今年度を目安として、必要な場合は、量の見込みと確保方策について見直しを行うこととされております。

そして、都道府県の子ども・子育て支援事業計画につきましては、市町村の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこととされております。都道府県計画における量の見込みと確保方策につきましては、市町村計画の値の積上げとなっておりますので、市町村計画の見直し状況を踏まえることとされているものでございます。

- 本県においては、2つの項目について見直しを予定しております。

1つ目は、量の見込みと確保方策についてでございます。国の基本方針を受けた見直し作業のための手引きが、今年の1月に示されており、これによりますと、市町村計画を見直すべき場合として、幼稚園や保育所などの教育・保育については、1号認定から3号認定を受けた子どもの数と、量の見込みとの差がプラスマイナス10パーセント以上乖離している場合や、待機児童が解消されない見込みとなっている場合などは、原則として、量の見込みや確保方策を見直すべきとされております。地域子ども・子育て支援事業についても同様に、プラスマイナス10パーセント以上の乖離が基準とされております。

また、見直しの方法については、最新の自然増減や社会増減の傾向を踏まえて将来児童数を再度推計し、それに、教育・保育等を必要としている子どもがどのくらいいるのかの割合を加味して算出する例が示されております。

実際の作業に当たっては、各市町村において、それぞれの子ども・子育て会議等の議論を経ながら、見直しの要否及び方法を判断することとなっております。市町村計画の見直しについては、現在、ほとんどの市町村において、その要否や内容などを検討している段階でございますが、去る5月に、市町村との間でブロック別意見交換会を実施しました際には、概ね半数以上が、見直す方向での検討は行っているということでしたので、現時点では、県計画における量の見込みと確保方策も、市町村計画に合わせて見直すことになるものと考えております。県といたしましては、引き続き、市町村の動向を踏まえて対応してまいります。

- 2つ目の見直し項目といたしましては、保育士等の必要見込数でございます。

こちらにつきましては、先ほども御説明しましたとおり、保育士の必要見込数と確保実績との間に乖離が生じていること、また、必要見込数の算出に当たり、市町村計画における量の見込みと確保方策を考慮していることから、市町村計画の見直し内容を踏まえ、算出方法の再検討も視野に入れて検討してまいります。

- なお、認定こども園の目標設置数につきましては、先ほども御説明いたしましたが、平成31年度末の目標設置数124か所に対し、平成29年4月1日時点では30か所と、目標値と差がある状況ではございますが、他の都道府県と比較した場合、本県の人口規模から見て、必ずしも過大な目標ではないと言えますことから、今回の中間見直しにおいては、見直しは行わず、本計画の期限が到来する平成31年度に、各施設の移行希望などの状況を考慮し、改めて目標設置数を定めることとしたいと考えております。

- 最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

9月下旬から10月上旬頃にかけて、市町村計画の見直し状況を、中間案としてとりまとめる予定としており、それをもとに県計画の中間案を作成し、11月下旬頃に一度皆様にお示ししたいと考えております。

また、各市町村に対しましては、12月末までに量の見込み及び確保方策の値を確定していただきたい旨をお願いしております。その確定した値をもって、最終案を作成し、2月頃に、皆様にお諮りする予定としております。

皆様に御審議いただいた後は、保健福祉部次長を幹事長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部幹事会」における審議、及び知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」における審議を経まして、3月下旬に策定となる予定としております。

- それでは、以上で、説明事項の(2)「みやぎ子ども・子育て幸福計画(第I期)」(別冊)の中間見直しについての説明とさせていただきます。

足立会長

- ただいまの事務局の説明について、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、差し支えなければ、まだ御意見いただいていない委員の方から、全般的な御意見、御質問いただければと考えております。例えば「地域」ということが1つキーワードになりますけれども、地域で御活躍されております民生委員の佐藤委員からどうぞ、よろしくお願いします。

佐藤(善)委員

- ここに来まして、中央児童館という懐かしい言葉を聞きました。実は私も学生時代、児童文化活動をやっておりまして、中央児童館には再三お邪魔して、いろいろな面で御指導いただきましたので大変懐かしいなと思いましたが一つ、先日栗原市の主任児童委員部会で、今放課後児童クラブの運営でいろいろな問題が起きているという話を聞きました。主任児童委員部会研修で先進的な運営をしている放課後児童クラブとして紹介していただき、お邪魔したところの児童クラブが、中央児童館の流れを汲んでやっているということを知りまして、ああここにも中央児童館の影響があるんだなと思いながら、何故なくなったのかなと感じたところでございます。
- それはそれとしまして、認定こども園については見直しをしないというお話を承ったのですが、実は認定こども園というのは、放課後児童クラブと放課後児童教室との関係もあるところだろうなということで一つ感じていたのですが、特にこれを124か所と提示してあるのは、県内各地に最低1か所ずつでも置こうという考えなのかなと思ったのですがけれども、先日栗原市の子育て支援課に行ってこの問題についてお聞きしたとき、市内ではなかなか作るというのは難しいという話です。それぞれの施設の問題もあるし、人員の関係もあるし、本当に各地区に必ずしも設けなければならないのかなということをやっと疑問に思いましたので、ここをお聞きしたいなと思います。

足立会長

- 今の点について、事務局いかがですか。

事務局

- 認定こども園についての御指摘でしたけれども、目標124については御指摘のとおり各市町村最低1か所とプラスということで作った計画ではあるのですが、必ずしもそこに持っていくために無理に施策を展開していくといったことでは実はございません。もちろん地域の実情と考え方がそれぞれありますから、そういったものは当然ながら最大限重視していくというか、そちらが基本であるのは当然でございます。

ただ、特に中小規模の幼稚園、保育所等が、今後子どもが少なくなっていく中で、将来的な経営等も考え合わせたときに、認定こども園に移行し、子ども・子育て支援新制度に乗っていったほうが、実は経営的には安定するといったようなシミュレーションがございます。経営の点だけではなくて、様々な観点から判断なされることではありますけれども、もし移行を考えているにもかかわらず、なかなか進めないところがあるのであれば、県として丁寧な説明と適切な判断ができるような形に御説明する機会等は設けたいと思っておりますが、もちろん目標は目標でありつつも、それに掲げるためにしゃにむに何とかということは実は考えていないというか、そういったことではないと御理解いただければと思います。

足立会長

- 佐野委員、いかがでしょうか。全般、お聞きして御意見ございましたらお願いいたします。

佐野委員

- 私は児童養護施設仙台天使園というところに4年ほど勤めましたので、その点から保育士等の確保ということについて意見を言わせていただきたいのですが、量の確保というのは非常に大事なわけですが、潜在保育士が何故そんなにいるのかということを考えてみると、実は仙台天使園の子どもは全員茂庭台小学校に行くのですが、茂庭台小学校の3月時点の全児童は330名、支援学級は全体で12名であるのに対し、仙台天使園から同校に通っている子どもは43名、そのうち支援学級に行っている子どもは6人です。ということは、一般よりも児童養護施設における支援学級の入級率は高い、何故かという発達障害児なんです。

そこから分かることとして、何故潜在保育士が多いかという一つの理由は、仙台天使園に非常に使命感を持った保育士、新卒の人、一生懸命本当に情熱を持ってやってくるのですが、3～4年で結局挫折するのです。バーンアウトです。その一つの理由が発達障害児への対応です。非常に難しいと思います。

ちょっと変なことを言いますがけれども、虐待件数というのが世の中非常に多いですね。多いのは、親がとか、子育てが下手とかではなくて、やっぱり発達障害児が少し多いのかなと。しかも、従来は発達障害と認められないものも発達障害、親の言うことを聞かないとか、あるいは言ったことを気持ちの切替がなかなかできないとか、そうすると親が虐待してしまうとか、そういうことがありますので。

このため、保育士の確保も必要ですが、定着率上昇のためには、特に発達障害に対す

る専門研修も必要です。単なる児童養護施設の問題ではなくて、一般の保育士とか幼稚園にもかなりの部分発達障害児が入っていると思います。そういう人たちを若い人が、性根を据えて職業に、その仕事につくためには、もちろん給与も必要十分条件の中の必要条件ですが、十分条件としてそういった子どもの発達障害児への適切な対応、専門研修、より専門性が保育士には要求されている時代だと思います。そういう意味で、特に保育士の専門学校、短大、あるいは大学では、もっと発達障害に対する研究をどんどん進めていかないと、基本的な解決にはならないのかなと思います。

足立会長

- ただいま御意見いただいたようなことに関連して、保育士養成校のお立場で、副会長の君島委員からいかがでしょうか、力を入れている部分もあると思いますけれども。

君島副会長

- 様々なお話をお聞きして、気づいたところについて意見を述べさせていただければと思います。まず一つは、出生率というか少子化に関するご説明をいただきましたけれども、出生率について、上昇・下降要因の分析は難しいと思うのですけれども、資料1のグラフを見ると、史上最低から少しずつ上がってきたと思うのですけれども、出生数の方は今までで最も少ないです。これは国も百数十年の統計の中で一番少ないというか100万人を切ったというニュースもありましたので、この少なさは宮城県だけのお話ではないと思います。

ただ、出生率にもいろいろな指数がありまして、例えば人口1,000人当たりの出生数とか、そういった指数もあつたりします。県としては市町村ごとの合計特殊出生率を算出するのは難しいと思いますので、もっと簡単な出生率も、指数なんかを添えながら、何故少子化が進んでいるのかということを見ていただければと思います。

- もう一つは、保育者の確保というところなのですけれども、昨年私の勤務する東北福祉大学の保育士課程は、保育士だけではなくて幼稚園教員も養成していますので、その課程の卒業生へのアンケートとか実態調査を行いました。そこでいくつか見えてきたことがあるものですから、2つほど御紹介したいと思っております。

まず一つが、保育者の確保というところで、かつて本学でも多かったのですけれども、非常に多くの学生が首都圏に向かう時代がありました。今は少し収まってきたというか、かつてほどではないようになってきました。まだ何割かはいるのですけれども、決して給与が高いだけではなくて、非常に保育内容に魅力を感じたりとか、様々な保護者がいる中での保護者対応、いわば腕試しで首都圏に向かう学生が多かったのですけれども、実態調査の中で見えてきたところでは、首都圏に就職すると初任給は非常に高いのですけれども、昇給額や昇給率が決して高くないというところが見えてきました。むしろ東北六県に就職した卒業生のほうが平均では昇給額が高いなど、首都圏はその後の伸びが決して大きくないということが明らかになりました。その点もあつてか、本学の卒業生も地元志向の流れになってきています。ただ東北の場合ですと、先ほどお話しありましたように、非正規雇用というか、臨時とか、嘱託職員とか、そういった不安定な身

分で保育士あるいは保育者の立場の働き方がまだ残っていますので、そのあたりの改善が必要になってくるかなと思います。

あともう一つは、先ほどもありましたけれども、離職ですね。調査結果によると、かなり早い時期にやめるのです。3年以内の早期離職というか、新人とか若手のときにやめていくという傾向が一番多いというか、もう少し中堅になったり、キャリアを積み上げた後にやめる方もいますけれども、多くが実は早期離職なのです。先ほども中堅職員に対するいろいろな処遇改善とかありましたけれども、そこまでいかない、先ほど言いましたように、新人とか若手のゾーンというか、その層に対しても、研修ももちろんそうですけれども、給与面とか処遇改善が必要なのではないかと思います。

- あと、東北福祉大学は、今は福祉分野の人材を養成しているだけではなくて、教育とか保健医療とか、非常に幅広い分野に人材を輩出しているのですけれども、そうすると例えば看護師とか、あるいは教員もそうなのですけれども、働き始めて最初の3年は非常に大事だと思うのです。必死に働いて専門性を高めていくというところで頑張っている卒業生が多いのですけれども、保育者も最初の3年のところで専門性を高めるような、なので養成校から始まった保育者になる力というか、成長し続ける保育者と言いますけれども、養成校だけではなくて、卒業した後働き始めても成長していけるような、し続けられるような仕組みというの、総合的というか、必要なのではないかなとお話を聞いていました。あくまで養成校の一教員としての見解なので、客観性はどうかと思いますけれども、一応意見としてお伝えしておきたいと思います。

足立会長

- 皆様、貴重な御意見どうもありがとうございました。時間となっておりますので、本日は以上で終了させていただきたいと思います。

事務局

- それでは、以上を持ちまして、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

以上